

第 2 1 号議案

ふじみ野市立学校設置条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立学校設置条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表ふじみ野市立東台小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

埼玉県が特別支援学校としてふじみ野市立東台小学校の校舎等の建物及び敷地を活用することに伴い、同校を廃止するため、ふじみ野市立学校設置条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。